日本の個人情報保護

2023年10月13日 弁護士 苗村博子

強化された個人情報保護について

- 2018年5月 EUがGeneral Data Protection Regulation (GDPR)を施行
- 2019年1月 日本の個人情報保護法とGDPR が十分性の認定(互いに同程度の保護を定 める法であること)を確認
- 個人情報の保護を競争法的観点から見直す動き
- 2020年日本の個人情報保護法の改正(2022 年4月施行)

個人情報保護法改正の経緯

- ✓個人情報保護法の改正においては、事業者の意見、消費者の 意見、国内外の動向に加え、事業者等において生じた事例が大 きな影響を与えている。
- ✓ 令和2年改正においては、破産者マップ事件、リクナビ事件が大きな影響を与えている。

破産者マップ事件とは(1)

【事件の概要】

- ✓ 官報公告を情報源として破産手続開始決定等がなされた個人の 氏名、住所等をGoogle マップ上に紐付けて公表する「破産者マッ プ」と称するサイトが知られるようになる。
- ✓ 運営者は、破産者情報を広く国民が知ることで、困っている破産者が社会で援助を受けることを可能にすることを動機として主張していた。
- ✓ 個人情報保護委員会による指導により、破産者マップは自主的に閉鎖されたが、以降も破産者マップ類似のサイトが複数開設される。

破産者マップ事件とは(2)

【個人情報保護委員会による命令】

- ✓ 破産者マップ類似のウェブサイトの開設に対して、個人情報保護委員会が、利用目的の通知・公表を行うとともに、個人データを第三者に提供することの同意を得るまでは、ウェブサイトを再開してはならない旨の勧告(当時の法42条1号、現行法では法145条1項)を行った。
- ✓ 令和2年7月29日、個人情報保護委員会は、勧告に係る措置を とるべきとの命令(当時の法42条2号、現行法では法145条2項) を行った。
- →個人情報保護法の制定以来、初めて命令が発出された事案

破産者マップ事件と改正について

破産者マップ及び破産者マップ類似サイトについては、個人情報の利用目的の通知・公表の規定(当時の法18条、現行法17条)及び個人データの第三者提供の規定(当時の法23条、現行法27条)に違反することを理由に指導、勧告及び命令がされているため、改正前から個人情報保護法上は違法とされていた。

現行法では違法でない場合、社会通念上、適正と認められる方法による個人情報の利用といえない場合について、個人情報保護委員会が執行の対象とすることが困難な場合が想定された。



破産者マップ事件を受けて個人情報の利用の場面における違法又は不当な利用を制限する規定を改正法として新設。

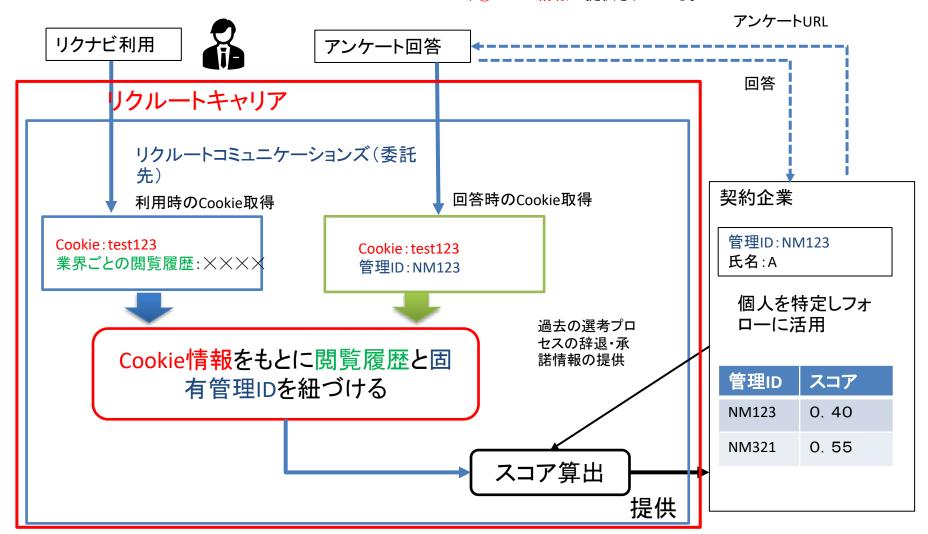
リクナビ事件とは

【事件の概要】

- ✓「リクナビ」を運営するリクルートキャリア社が、学生の「内定辞退率」を算出し、契約企業に提供するサービスである「リクナビDMPフォロー」を実施していた。
- ✓ リクルートキャリア社は、内定辞退率を契約企業に提供するに当たり、第三者提供の同意を学生から取得していなかったことや、 法の趣旨を潜脱する形での提供をおこなっていたこと等が発覚した。
- ✓ 個人情報保護委員会から、リクルートキャリア社に対して2度の 勧告が、サービスの契約企業に対しても指導が行われた。個人 情報保護委員会が勧告を行った初めての事案となる。

リクナビ事件とは(アンケートスキームについて)

WEBアンケートを通じて、契約企業から①企業付与の応募者固有管理 ID、②Cookie情報が提供されている。



リクナビ事件の問題点

【勧告の原因となる事実】

✓ リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側で、特定の個人 を識別できることを知りながら、提供側では特定の個人を識別できないとして、 個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極 めて不適切なサービスを行っていた。

【問題点】

✓ 契約企業からリクルートキャリア社に提供された情報が「個人情報」でないとすれば、「企業固有の応募者管理IDに紐づけられたスコア」についても、リクルートキャリア社にとっては「個人情報」に該当せず、リクルートキャリア社から契約企業への同スコアの提供は、本人の事前同意のない個人データの第三者提供でなく、当時の個人情報保護法23条1項に違反しないが、契約企業では、特定の応募者個人を識別可能となってしまう。

リクナビ事件と改正について

法27条1項が第三者提供に原則本人の同意を求める趣旨



リクナビ事件のように、提供元では、個人データに該当しない場合でも提供先では他の情報と容易に照合することで、本人を識別できる提供形態があり、本人の意思に反した提供により権利利益が侵害されることを防止する必要性がある。



リクナビ事件を受けて提供先において個人データとなるが、提供元では個人データとはいえない場合でも、個人関連情報として第三者提供を制限する規律を新設。現行法27条が詳細を定める。

Line事件

- 親会社のZホールディングスの特別委員会の最終報告書によれば(2021年10月18日)
 - 中国の関連企業が個人情報を閲覧できた。
 - 個人情報を韓国のサーバーで保管
 - 外部への情報漏洩はないとのこと
 - 「データは日本に閉じている」との行政機関への報告
 - 問題はどこに?個人情報保護法違反ではない?!

四谷大塚事件

令和5年10月2日、従業員逮捕、会社書類送検

- 個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下本項において「個人情報等」という。)の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会は、必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し(法第146条)(※)、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い(法第147条)、また、勧告・命令を行う(法第148条)ことができます。
- 個人情報保護委員会からの報告徴収・立入検査に応じなかった場合や、報告徴収に対して虚偽の報告をした場合等には、刑事罰(50万円以下の 罰金)が科される可能性があります(法第182条)。また、個人情報保護委員会の命令に個人情報取扱事業者等が違反した場合には、個人情報保 護委員会は、その旨を公表することができ(法第148条第4項)、加えて、当該命令に違反した者には、刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下 の罰金)が科される可能性があります(法第178条)。
- なお、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科される可能性があります(法第179条)。
- さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者(以下本項において「従業者等」という。)がその法人又は人の業務に関して、上記の罰則の対象となる行為を行った場合には、両罰規定により、行為者に加え、その法人や人にも罰金刑が科される可能性があります(法第184条)。
- 具体的には、従業者等が法人の業務に関して、①法第178条又は第179条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には、1億円以下の罰金刑が科される可能性があり、②法第182条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には50万円以下の罰金刑が科される可能性があります。また、従業者等が人の業務に関して、第178条、第179条及び第182条に掲げる違反行為を行った場合には、当該人に対して、当該違反行為を定める各条文に規定する罰金刑が科される可能性があります。
- ・ (※)法第150条に基づく権限の委任が行われた場合には、事業所管大臣(各省庁)も報告徴収・立入検査を実施する権限を有することとなります。
- (令和4年4月更新)

個人情報保護委員会Webサイトより引用





4





0

:



Q



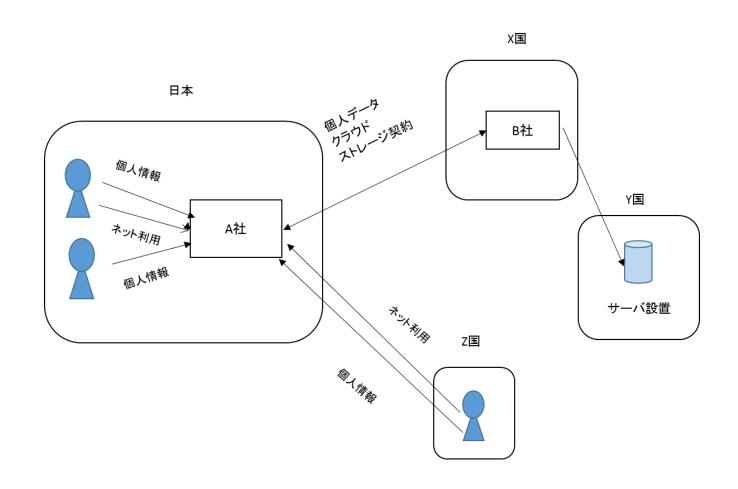
四谷大塚 © 読売新聞

学習塾大手「四谷大塚」の講師が生徒の下着を盗撮するなどした事件で、警視庁は2日、元講師の男(24) (東京都日野市)を個人情報保護法違反(盗用)容疑で東京地検に書類送検し、法人としての四谷大塚も同容疑で 書類送検した。元講師は塾の名簿に記載されていた被害女児の個人情報をSNSに投稿しており、警視庁は個人情報の管理がずさんだったとみて調べている。

発表によると、元講師は6~8月、四谷大塚が管理する生徒名簿に載っていた小学2~5年の女児数人の住所や 氏名、生年月日などの個人情報をSNSのグループチャットに投稿し、盗用した疑い。チャットは元講師が管理しており、塾校舎で盗撮した女児の画像や動画を知人らと共有していた。

個人のデータ保護に関する法律

どの国の法律が適用されるのか?



他人のデータ保護に関する法律

どの国の法律が適用されるのか?

- データの取得された国?
- データ利用事業者の所在国?
- データの保管を受託している事業者の所在国?
- データが保管されているサーバの所在国?

他人のデータ保護に関する法律

日本の法律だけを念頭においてよいか?

- 法律の中には、「域外適用」という、本来なら 適用されない場所(他国)での行為に対し、法 律の適用を及ぼす場合がある。
 - 日本の個人情報保護法
 - 独占禁止法など

日本の個人情報保護法の詳細

概要

1. 個人情報の利活用 匿名加工情報(ビッグデータ)の利用

2. 個人の権利利益の保護 適正な管理によるプライバシー侵害の防止

※個人情報保護法上の主な定義

「個人情報」(法2条1項)

生存する個人に関する情報であって、

- ①氏名、生年月日その他の記述等を用いて特定の個人 を識別することができるもの
- ②個人識別符号(法2条2項)が含まれるもの

「個人データ」(法16条3項)

個人情報等データベース等を構成する<u>個人情報</u>

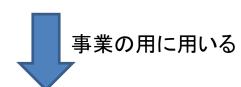
「保有個人データ」

(法16条4項)

個人データのうち、個人情報等取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有するもの

「個人情報データベース等」(法 16条1項)

- ①特定の<u>個人情報</u>を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ②特定の<u>個人情報</u>を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの



「個人情報等取扱事業者」(法 16条2項)

個人とは

- ・ 生存する個人(法2条1項)
 - 顧客、役員・従業員、取引先等を含めた全ての個人が対象
 - 外国人、公人、公務員も含まれる

個人情報とは

⇒個人識別符号を含む情報は「個人情報」

「個人識別符号」(法2条2項)

- ①特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号であって、当該特定の個人を識別できるもの
- 例)遺伝子、顔、声、歩行態様、指紋等の情報
- ②個人に提供される役務の利用、商品の購入に 関し、利用者ごとに異なるよう割り振られる符号で あって、当該利用者を識別できるもの
- 例)旅券番号、基礎年金番号、免許証番号等

「要配慮個人情報」(法2条3項)

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述を含む個人情報(センシティブ情報)

例)人種、信条、社会的身分、病歷、犯罪歷 等

⇒要配慮個人情報の取得、第三者提供にはその都度本人の同意を得る必要。 オプトアウトによる第三者提供は不可。 (法20条、27条2項但書)

個人情報取扱事業者

(法16条2項)

- 個人情報をデータベース化して利用している者
 - コンピュータ上のデータベースを作成利用する場合 の他、
 - 体系立てて検索可能にしている場合

個人情報取扱事業者の義務

- 情報取得時の目的の明確化(法17条1, 2項)と相手方への開示(法21条)
- ・ 利用目的を越える利用の制限(法18条1,2項)
- ・ 正確性の確保と適正消去(法22条)
- 安全管理措置(漏洩防止措置)義務(法23条)
- 監督責任(法24条)
- 第三者への提供制限(27条等)
- 保有個人データに関する事項の公表(法32条1項)
- 開示請求対応(法33条1,2項)
- ・ 理由の説明義務(法36条)その手続きは法37条

(1)利用目的の特定

具体的かつ網羅的に特定する(法17条1項)。

(利用目的の例)

- 1. お客様からのお問合せへの対応。
- 2. 料金の請求。
- 3. ダイレクトメールの発送、サービス・商品のご提案。
- 4. サービスの不正利用の防止及び不正利用への対応。
- 5. 新規サービスの研究開発、マーケティング。
- 6. サービスに関するシステムの保守運営。
- 7. サービスの遂行に必要な範囲内での第三者(株式会社●●) への提供。

(1)利用目的の特定

- 特定した利用目的はウェブサイト等で公表(法32条1項)。
- 匿名化された情報は「個人情報」にあたらないため利用目的 の特定は不要。
- 変更前の利用目的と「関連性」を有する場合のみ、変更後の利用目的に沿った利用が可能(法17条2項)。
- (例)変更前「当社の商品・サービスの提供」

変更後「当社及び提携先の商品・サービスの提供」

(1)利用目的の特定

- 本人の同意ない限り目的外利用は原則禁止(法18条1項)。
- ●「利用」とは取得及び廃棄を除く全ての取扱いをいい、保管しているだけでも「利用」にあたる。

(令和2年改正)

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用してはならない(法19条)が 新設された。

※「破産者マップ」事件を受けて。

(2) 適切な手段による取得

- 不正の手段による取得の禁止(法19条)。ただし本人以外からの取得は可能。
- 名簿業者からの取得には届出の有無、個人情報取得の経緯 について確認が必要。
- ウェブ上での単なる閲覧は「取得」にあたらない。転記やダウンロードする場合は「取得」にあたる。
- 要配慮個人情報の取得は基本的に本人の同意が必要(法20 条2項)。

(1)第三者提供のための本人同意

(原則)

個人データの第三者提供には本人の同意必要(法27条1項)。

(例外)

- 1. 法令に基づく場合(法27条1項1号)。
- 2. 生命、身体、財産の保護に必要であり、同意の取得が困難な場合(同2号)
- 公衆衛生の向上、児童の健全育成に必要であり、同意の取得が困難な場合(同3号)
- 4. 公的機関の事務の遂行に必要であり、同意の取得により支 障を及ぼす場合(同4号)

(例外)の続き

- 5. 学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(同5号)。
- 6. 学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)(同6号)。
- 7 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が 当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(同7号)。

- 従業員や退職者の情報であっても個人データにあたる。
- 代表者の氏名等、公開情報の第三者提供については事実上の同意があったと推認できることがある。
- 安全性に関わるリコール対応のための第三者提供は、本人同意が不要になることがある。
- 感染症の拡大防止のために必要な場合、本人同意が不要になることがある。
- テロ防止やスパイ対策のための個人情報の第三者提供が許されるか?

● 本人の同意を得る方法

「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法」

- ✓ 事前の同意が必要。
- ✓ 本人の同意を示す書面、メール、確認欄のチェック。
- ✓ プライバシーポリシー等で正確かつ明確に第三者提供の方法 について記載することが必要。
 - cf)「リクナビ」事件の個人情報保護委員会による指導。
- ※ GDPRのような同意方法について法律上の要件はない。

(2)オプトアウトの例外

一定事項をウェブサイト等で公表し、かつ、個人情報保護委員会への必要な届出により、本人の同意なく第三者提供ができる(法27条2項)。ただし要配慮個人情報は不可。

(令和2年改正)

- ①個人情報保護委員会への届出事項の拡大。
- ②不正手段で取得した個人データ、オプトアウトにより取得した個人データについてオプトアウトによる第三者提供を禁止。

- (3)第三者提供の確認・記録義務
- 第三者提供をした場合の記録義務(法29条)。
- 第三者提供を受けた場合の確認・記録義務(法30条)。

(令和2年改正)

- ①提供元で個人データでない「個人関連情報」(Cookie、 閲覧履歴等)であるが、提供先で個人データになる場合の 本人同意確認の義務化。
- ②第三者提供の記録が本人からの開示請求の対象(法 33条)。
- ※「リクナビ」事件を受けて。

(4)共同利用

- 一定事項をあらかじめ通知又は公表することで他の事業者との間で個人データの共同利用が可能(法27条5項)。
- 共同利用者への個人データの提供は「第三者」への提供とみなされない。

(令和2年改正)

通知又は公表が必要な事項の拡大。

→ 管理責任者の住所、代表者名を追加(法27条5項3号)

●共同利用の公表項目の例(法27条5項3号)

共同利用する項目	共同利用の	共同利用者の範	共同利用の
	利用目的	囲	管理責任者
「お問合せ」、「相談・苦情」の内容、申出者の氏名、 住所、電話番号、 メールアドレス	「お問合せ」、「相談・苦情」に対して適切に対応するため	当社グループに 属する事業者 (当社ウェブサイトの「当社グループ 一覧」を参照)	名称:●●ホール ディングス株式会 社 代表者:●●●● 本店:大阪市北区 西天満2-6-8

2. 個人情報の第三者提供への規制

(5)海外への提供

(海外グループ会社への提供方法の例)

- 1. グループ会社間での共同利用(法27条5項)により国内間の提供につき本人同意が不要。
- 2. グループ会社間のプライバシーポリシーにて、個人情報保護法と同等の義務を海外グループ会社に課すことで、国外への提供についても本人同意が不要(ただし共同利用の範囲内のみ)。

2. 個人情報の第三者提供への規制

(海外クラウドサービスでの保管)

クラウド企業のサーバに個人情報を保存する場合、クラウド企業 がデータの中身に触れず、アクセスもできなければ、外国の第三 者への提供とはみなされない。

2. 個人情報の第三者提供への規制

(令和2年改正への対応のポイント)

- ✓ 第三者提供の記録フォーマット、共同利用のための公表事項の見直しが必要。
- ✓ 本人への情報提供義務の新設により、外国への第三者提供 にあたり同意取得の要件がより厳格化された。
- ✓ グループ会社の場合、共同利用やプライバシーポリシーを併用して本人の同意なく外国へ提供することを検討。

3. 保有個人データの開示・訂正・利用停止

(令和2年改正)

- ①利用停止等の請求の根拠として「不適正な利用」を追加(法35条1項)。
- ②利用停止等及び第三者提供の停止の請求の根拠として下記を追加(法35条5項)。
- ・利用の必要性の消滅
- 個人の権利利益が害されるおそれが生じた場合
- ③電磁的記録による開示の請求(法33条1項)
- ④第三者提供の記録の開示の請求(法33条5項)
- ⑤短期保有(6か月以内)の例外撤廃(法16条4項)

3. 保有個人データの開示・訂正・利用停止

(令和2年改正への対応のポイント)

- ✓ 6か月以内に削除する保有個人データについても本人からの 請求に対応する必要が生じる。
- ✓ 利用の必要性消滅が利用停止等の請求根拠になる。不必要な作業負担を減らすべく、必要な利用期間をあらかじめ設定して自動消去の仕組みを導入することを検討。
- ✓ 電磁的方法による開示へ対応できるよう準備が必要。

(1) 匿名化保護とデータ有用性とのバランス

元データの個人情報

安全性:低有用性:高



高度な匿名化情報

安全性:高有用性:低

⇒ 完全に匿名化された「匿名加工情報」は 使いづらいとの一部業界からの意見。

ビッグデータとは?

- 匿名加工情報
 - 個人情報に含まれる記述等の一部を削除するなどの措置を講じて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの
- •本人の同意を得ることなく
- 匿名加工情報の第三者への提供が可能。

(2)仮名加工情報の作成

「他の情報と照合しない限り」特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工(法2条5項)。

⇒ 元データの個人情報と照合すれば本人を容易に特定できる。元データが消去されれば、特定が常に容易とはいえない。

特定可否に応じ2種類の仮名加工情報に分かれる。

個人情報である仮名加工情報

個人情報でない仮名加工情報

(2)仮名加工情報の作成

(元の個人情報)

項目	内 容
氏名	甲野乙郎
年齢	45歳
利用 日	2021/3/24
時刻	14:30
金額	1500円
カード 番号	0000-1111- 2222-3333
店舗	甲乙ドラッグ西 天満店

(仮名加工情報)

項目	内 容
氏名	XYZ1111
年齢	45歳
利用 日	2021/3/24
時刻	14:30
金額	1500円
カード 番号	(削除)
店舗	甲乙ドラッグ西 天満店

(匿名加工情報)

項目	内 容
氏名	(削除)
年齢	30~40代
利用 日	2021年3月
時刻	14~16時
金額	5000円未満
カード 番号	(削除)
店舗	医薬・ドラッグ ストア

(2)仮名加工情報の作成



容易に照合して本人の識別可能



照合による本人の識別不可能

(3)仮名加工情報の利活用

分析利用困難な個人情報

- •利用目的が不十分
- •本人と連絡不通
- •本人が同意拒否
- ・利用目的達成による 削除請求のおそれ



仮名加工情報

- 利用目的変更に 本人同意が不要
- ・本人からの削除 請求の対象外
- 各種義務の軽減

48

(4)仮名加工情報への規制

規制内容	個人情報である仮名加工情報	個人情報でない仮名加工情報
利用目的	利用目的を特定、公表 (法17条1項) 目的外利用の禁止 (法41条3項) 変更に制限なし (法17条2項の適用なし)	無し
消去	利用必要性が消滅すれば遅滞なく 消去する努力義務 (法41条5項)	無し
第三者提供	<u>原則不可</u> (法41条6項)	<u>原則不可</u> (法42条1項)
照合の禁止	本人識別のための照合禁止 (法41条7項)	本人識別のための照合禁止 (法41条7項)
利用制限	連絡・訪問のための利用禁止 (法41条8項)	連絡・訪問のための利用禁止 (法41条8項) 49

(4)仮名加工情報への規制

規制内容	個人情報である仮名加工情報	個人情報でない仮名加工情 報
安全管理措置	個人情報と同様の安全管理措 置が必要 (法23条)	<u>漏えい防止の限度で安全管理</u> 措置が必要 (法42条3項)
従業者・委託 先の監督	個人情報と同様の監督が必要 (法24条、25条)	個人情報と同様の監督が必要(法42条3項)
漏えい等の 報告義務	無し	無し
第三者提供 の記録・確認	無し	無し
本人からの開 示等請求	<u>無し</u>	<u>無し</u>
苦情処理	苦情処理の努力義務 (法40条)	無し 50

(5)域外適用の拡大

(令和2年改正)

- ✓ 条文による限定を撤廃し、
- ①国内の者に対する物品又は役務の提供に関連して 取得され、
- ②国内にある者を本人とする
- ③個人情報、個人関連情報、当該個人情報から作成 された匿名加工情報、仮名加工情報 の外国における取扱いには個人情報保護法を適用する (法166条)。
- ⇒ 日本で事業を行う外国会社が適用対象。

(令和2年改正への対応のポイント)

- ✓ 改正によって情報の定義がさらに細分化。
- ✓ 個人情報、個人情報である仮名加工情報、個人情報でない仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報、その他の情報 (単なる統計情報等)の区分整理が必要。
- ✓ 個人情報である仮名加工情報、個人情報でない仮名加工情報の区分によって適用される規制が異なる。
 - (多くの場合は前者にあたると考えられる。)
- ✓ 仮名加工情報は本人の同意を得ても第三者提供できない。

• お疲れ様でした。